

# 投票区・投票所の見直しについて

令和2年9月  
銚子市選挙管理委員会

# 目 次

1	現状と課題	1
(1)	現状	1
(2)	課題	2
2	投票区・投票所見直しの方針	4
(1)	見直しの目的	4
(2)	見直しの対象	4
(3)	見直しする際の留意点	4
(4)	実施時期	4
3	投票区・投票所の変更箇所一覧	5
4	投票所位置図及び区割り図	6
5	投票区・投票所の一覧	8
6	見直しによる影響及び対策と期待される効果	9
(1)	見直しによる影響及び対策	9
(2)	期待される効果	9

# 1 現状と課題

## (1) 現状

本市では、選挙における混乱を避け、正しく選挙が行われるよう市の区域を分けて、28の「投票区」を設けています。また、その投票区の有権者が投票できる場所として、各投票区に1か所の「投票所」を設置しています。

現在、本市における投票所は、学校施設、公民館施設、地区青年館、保育施設など28か所であり、投票できる時間は午前7時から午後8時までとなっています。

令和2年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は51,447人であり、1投票区あたりの平均登録者数は1,837人となっています。なお、最も多い投票区は4,014人、最も少ない投票区は252人となっています。

### 【有権者数別投票区数】

各投票区の有権者数	投票区数	投票区(投票所)
500人未満	2	第24投票区(長山公民館)、第30投票区(名洗町青年会館)
500人以上～ 1,000人未満	6	第1投票区(高神青年館)、第7投票区(川口町青年館)、第10投票区(第二保育所)、第25投票区(猿田町青年館)、第27投票区(豊岡小体育館)、第29投票区(児童発達支援センターわかば)
1,000人以上～ 2,000人未満	7	第5投票区(海鹿島保育所)、第9投票区(東部地区コミセン)、第13投票区(中央地区コミセン)、第16投票区(三崎町青年館)、第22投票区(船木小体育館)、第23投票区(椎柴小倉庫)、第28投票区(小浜町第三町内会青年館)
2,000人以上～ 3,000人未満	10	第2投票区(高神小体育館)、第4投票区(市民センター)、第8投票区(清水小体育館)、第11投票区(市体育館)、第14投票区(双葉小体育館)、第15投票区(春日小体育館)、第17投票区(市立高校春台会館)、第18投票区(市役所市民ホール)、第19投票区(本城幼稚園)、第20投票区(第五中体育館)
3,000人以上	3	第6投票区(明神小体育館)、第21投票区(海上小体育館)、第26投票区(豊里小体育館)
合計	28	

※第3・第12投票区は欠番です。

## (2) 課題

ア 本市の有権者数の変動を見ると（下表参照）、投票区の数が30か所と最大になった平成6年当時と比べ、有権者数は全体で約1万4千人減少しています。投票区ごとに見ると、一部増加しているところもありますが、大部分で減少しています。また、投票区の間で不均衡な状態が続いており、投票区の有権者数を平準化することが求められています。

### 【投票区別有権者数の変動率】

投票区	投票所	選挙人名簿登録者数		
		R2.9.1 人	H6.7.24 人	変動率 %
1	高神青年館	848	1,016	83.46%
2	高神小学校体育館	2,804	1,602	60.64%
3	(廃止 高神コミセン)		3,022	
4	市民センター	2,088	2,135	97.80%
5	海鹿島保育所	1,860	2,690	69.14%
6	明神小学校体育館	3,407	4,359	78.16%
7	川口町青年館	956	1,748	54.69%
8	清水小学校体育館	2,072	3,210	64.55%
9	東部地区コミュニティセンター	1,631	2,272	※1
10	第二保育所	745	2,074	※1
11	市体育館	2,832	2,148	※2
12	(廃止 第三中学校剣道場)	—	2,920	※2
13	中央地区コミュニティセンター	1,138	1,686	67.50%
14	双葉小学校体育館	2,750	2,558	※2
15	春日小学校体育館	2,065	2,219	93.06%
16	三崎町青年館	1,541	2,156	71.47%
17	銚子高等学校春台会館	2,376	2,487	95.54%
18	市役所市民ホール	2,294	3,304	69.43%
19	本城幼稚園	2,355	3,293	71.52%
20	第五中学校体育館	2,743	3,066	89.47%
21	海上小学校体育館	4,014	4,710	85.22%
22	船木小学校体育館	1,828	2,340	78.12%
23	椎柴小学校倉庫	1,595	1,927	82.77%
24	長山公民館	388	467	83.08%

投票区	投票所	選挙人名簿登録者数		
		R2.9.1 人	H6.7.24 人	変動率 %
25	猿田町青年館	660	847	77.92%
26	豊里小学校体育館	3,506	2,885	121.53%
27	豊岡小学校体育館	502	714	70.31%
28	小浜町第三町内会青年館	1,647	1,611	102.23%
29	児童発達支援センターわかば	550	330	166.67%
30	名洗町青年会館	252	377	66.84%
合計		51,447	66,173	77.75%

※1：第9投票区の投票所が第一保育所から東部コミュニティセンターに変更になった際、第10投票区の有権者の一部を第9投票区に移したため、それぞれの変動率は表示していない。

※2：第12投票区廃止の際、当該投票区の有権者を第11投票区と第14投票区に振り分けたため、それぞれの変動率は表示していない。

イ 投票所として使用している施設は、学校施設、公民館施設、地区青年館、保育施設など様々であり、面積や老朽具合、駐車場スペースの問題などで今後引き続き投票所として使用するのに支障をきたす施設があります。

特に、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙が同日選挙となった場合において、投票所の面積が狭い施設では適正な投票環境を整えられない恐れがあります。

そのため、すべての投票所において、あらゆる選挙に対応できるように十分な面積を確保する必要があります。

ウ 選挙の執行には多額の経費が必要です。国・県の選挙は、基本的に全額委託金としての措置がありますが、選挙人が1,000人未満の投票区に対する交付基準が抑制されており、選挙執行の合理化による経費の縮減に努める必要があります。

エ 投票所係員については、市職員の減少により人員確保が難しくなりつつあり、公正な選挙執行が危ぶまれる事態が懸念されます。

## 2 投票区・投票所見直しの方針

### (1) 見直しの目的

施設や駐車環境が不良な投票所の廃止や投票所間の不均衡な有権者数の是正により適正な投票所環境を整えるため、また、選挙事務従事者となる市職員数の減少や事務経費の削減などに対応するため実施するものです。

### (2) 見直しの対象

- ア 有権者が1,000人未満の投票区を対象とします。
- イ 施設が狭小あるいは老朽化、駐車場スペースが不足、周辺道路が狭いなど、投票所環境に問題がある施設を対象とします。
- ウ 隣接する投票区の投票所が至近距離(概ね直線距離で500メートル未満)にある施設を対象とします。

### (3) 見直しする際の留意点

- ア 1投票区の有権者数は、5,000人を上限とします。
- イ あらゆる選挙に対応できるよう、小学校体育館等、十分な広さを有する投票所に統合します。
- ウ 統合する際は、現在の小学校区を基本に考えますが、小学校再編の動向に留意します。
- エ 地形及び交通の利便性等、地域の特性を考慮します。見直しの結果、投票所までの距離が遠くなる有権者(地域)に対しては、対応策を検討します。
- オ 見直しにおいて、隣接する投票区の投票所がより近くなる地区については、区割りの変更も検討します。
- カ 投票区の番号または名称は、実施時期までにすべての投票区において見直すものとします。

### (4) 実施時期

令和3年3月に執行が見込まれる千葉県知事選挙からとします。

### 3 投票区・投票所の変更箇所一覧

見直し前

見直し後

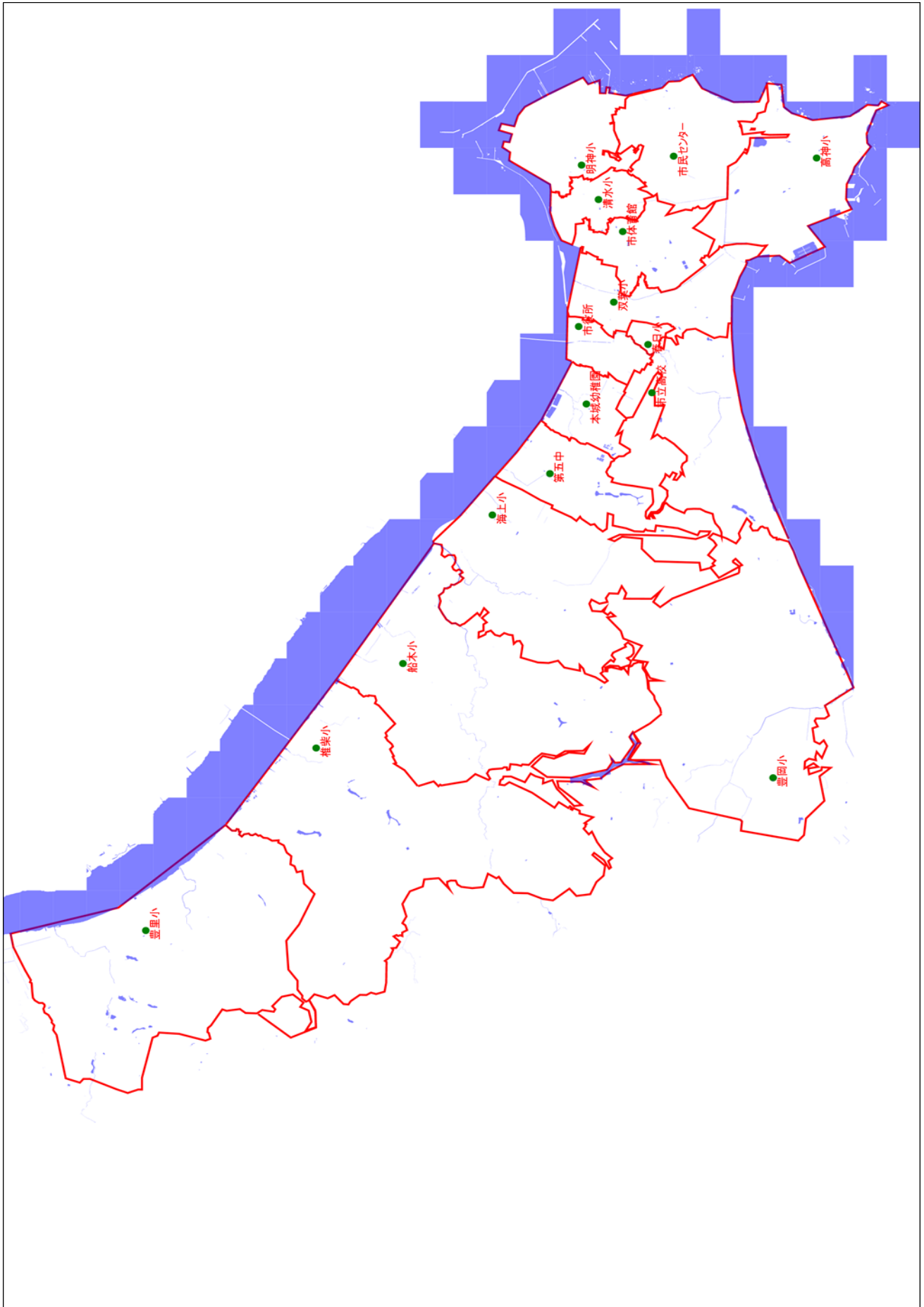
投票区	投票所	有権者数		投票区	投票所	有権者数
1	高神青年館	848	→	1	高神小体育館	3,652
2	高神小体育館	2,804				
4	市民センター	2,088	→	2	市民センター	3,948
5	海鹿島保育所	1,860				
6	明神小体育館	3,407	→	3	明神小体育館	4,363
7	川口町青年館	956				
8	清水小体育館	2,072	→	4	清水小体育館	3,703
9	東部コミセン	1,631				
10	第二保育所	745	→	5	市体育館	3,577
11	市体育館	2,832				
13	中央コミセン	1,138	→	6	双葉小体育館	4,140
14	双葉小体育館	2,750				
15	春日小体育館	2,065	→	7	春日小体育館	3,606
16	三崎町青年館	1,541				
17	市立高校春台会館	2,376		8	市立高校春台会館	2,376
18	市役所市民ホール	2,294		9	市役所市民ホール	2,294
19	本城幼稚園	2,355		10	本城幼稚園	2,355
20	第五中体育館	2,743		11	第五中体育館	2,743
21	海上小体育館	4,014		12	海上小体育館	4,014
22	船木小体育館	1,828		13	船木小体育館	1,828
23	椎柴小倉庫	1,595	→	14	椎柴小体育館	2,643
24	長山公民館	388				
25	猿田町青年館	660		15	豊里小体育館	3,506
26	豊里小体育館	3,506		16	豊岡小体育館	2,699
27	豊岡小体育館	502	→			
28	小浜町第三町内会 青年館	1,647				
29	児童発達支援センター わかば	550				
30	名洗町青年会館	252	→6			

※第10投票区のうち後飯町は第4投票区へ、第20投票区のうち長塚町4丁目の一部は第8投票区へ変更





見直し後【16投票区】



## 5 投票区・投票所の一覧

投票区	投票所	区域
1	高神小体育館	犬若、潮見町、高神東町の一部、高神西町の一部、天王台、外川町 1～5 丁目、外川台町、長崎町、犬吠埼の一部
2	市民センター	犬吠埼の一部、君ヶ浜、高神東町の一部、小畑町、小畑新町、海鹿島町、榊町の一部、笠上町の一部
3	明神小体育館	川口町 1・2 丁目、植松町、明神町 1・2 丁目、笠上町の一部、黒生町、清水町の一部、幸町 2 丁目の一部、弥生町 2 丁目の一部
4	清水小体育館	笠上町の一部、榊町の一部、愛宕町の一部、清水町の一部、幸町 1 丁目、幸町 2 丁目の一部、弥生町 1 丁目、弥生町 2 丁目の一部、本町、仲町、通町、橋本町、港町、内浜町、竹町、後飯町
5	市体育館	和田町、田中町、新地町、浜町、東町、高神原町、榊町の一部、愛宕町の一部、粟島町、飯沼町、馬場町、南町、陣屋町、前宿町、東・南・北小川町
6	双葉小体育館	新生町 1・2 丁目、中央町の一部、末広町、双葉町の一部、妙見町、台町、東芝町、西芝町、栄町 1～4 丁目、西小川町、高神西町の一部、名洗町
7	春日小体育館	春日町の一部、三崎町 1 丁目、三崎町 2 丁目の一部
8	市立高校春台会館	春日町の一部、春日台町、上野町、長塚町 4 丁目の一部
9	市役所市民ホール	中央町の一部、双葉町の一部、若宮町、大橋町、三軒町、唐子町、清川町 1～4 丁目、八幡町、松本町 1 丁目
10	本城幼稚園	今宮町、松本町 2～6 丁目、本城町 1～5 丁目、本城町 6 丁目的一部分
11	第五中体育館	長塚町 1～3 丁目、長塚町 4 丁目的一部分、長塚町 5 丁目、長塚町 6 丁目的一部分、長塚町 7 丁目
12	海上小体育館	松岸町 1～4 丁目、松岸見晴台の一部、見晴台、垣根町 1・2 丁目、垣根見晴台、柴崎町 1～7 丁目、四日市場町、四日市場台、余山町、三宅町 1～3 丁目、赤塚町、高野町
13	船木小体育館	芦崎町、高田町 1～6 丁目、高田町 7 丁目的一部分、岡野台町 1～4 丁目、三門町、中島町 1・2 丁目、正明寺町、船木町、新町
14	椎柴小体育館	野尻町、小船木町 1・2 丁目、塚本町、忍町、長山町、小長町、高田町 7 丁目的一部分、猿田町、白石町、茶畑町
15	豊里小体育館	富川町、森戸町、笹本町、豊里台 1～3 丁目、桜井町、諸持町、宮原町
16	豊岡小体育館	三崎町 2 丁目的一部分、三崎町 3 丁目、本城町 6 丁目的一部分、長塚町 6 丁目的一部分、松岸見晴台の一部、八木町、小浜町、親田町、常世田町

## 6 見直しによる影響及び対策と期待される効果

### (1) 見直しによる影響及び対策

今回の見直しにより、投票所が28か所から16か所に減少するため、各投票区の有権者数が増加することになります。また、対象となる地区の有権者の中には投票所までの距離が遠くなる場合があります。

このため、距離が遠くなった地区に対しては、移動期日前投票所の設置などの対策を講じます。

### (2) 期待される効果

#### ア 投票区別有権者数の平準化と過小投票区の解消

不均衡であった投票区別の有権者数を平準化することにより、過小投票区（選挙人が1,000人未満の投票区）が解消され、選挙執行経費の交付基準に沿った効率的な投票所運営ができます。

#### イ 投票環境の向上

余裕のある面積の投票所に統一することにより、すべての投票所が衆参同日選挙をはじめとしたあらゆる選挙に対応でき、また、投票所に入ることができる子どもの範囲拡大にも十分なスペースの確保により対応できます。

さらに、見直し後の投票所を順次バリアフリー化することにより、障がい者や高齢者などすべての有権者がストレスなく投票できる環境が整います。

#### ウ 投票管理者及び投票立会人等の減少による経費削減

選挙ごとに、1投票所あたり投票管理者1名、投票立会人2名及び事務従事者4名から11名が必要となります。今回の見直しにより、投票管理者12名、投票立会人24名及び事務従事者は最大で61名に係る人件費が削減されることとなります。また、その他資材などに係る事務費も削減されます。

#### エ ポスター掲示場の減少による経費削減

ポスター掲示場の設置数は、公職選挙法施行令第111条の規定に基づき、投票区ごとの有権者数と面積により算出されます。今回の見直しにより、現在の192か所から69か所減少し、123か所になる予定です。これらに伴いポスター掲示板の作製費、掲示場の設置及び撤去費などが削減されることとなります。

#### オ 感染症への対応

余裕のある面積の施設に集約されるため、選挙人が使用する投票記載台及び投票管理者・投票立会人・事務従事者のテーブルや椅子が距離を保って配置でき、すべての者にとって安心安全な環境が整います。